

# 山梨県公報

第五百四十一号

令和七年

二月二十日

木曜日

## 目次

○保安林の指定の予定……………	五一
○電線共同溝を整備すべき道路の指定……………	五一
○都市計画事業の認可……………	五一
○都市計画の変更(二件)……………	五二
○山梨県手数料条例別表第二の百八十六の項イの知事が指定する者及び知事が指定する書類の廃止……………	五二
公 告	
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)……………	五二
○土地改良区役員の退任及び就任……………	五三
教育委員会	
○一般競争入札について……………	五四

## 告 示

### 山梨県告示第二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 西八代郡市川三郷町三帳字水上二三七の一、二三八の一、二四〇の一、二四一
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字水上二三七の一・二四一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和七年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間
一般道	四二一号	甲府市和戸町字奈良原九七〇番一地从先から 甲府市国玉町字大橋一二六五番一地从先まで

### 山梨県告示第三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 都市計画事業の種類及び名称 峡東都市計画道路事業三・四・六号 市役所前通り線及び三・四・七号 北中学校東通り線
- 施行者の名称 山梨市
- 事業施行期間 令和七年二月二十日から令和十四年三月三十一日まで
- 事業地

- 収用の部分 山梨県山梨市大字上神内川字松原、字原林、大字小原西字寺ノ下、字西二本木、大字小原東字寺ノ下、字南反保及び字西二本木地内
- 使用の部分 なし

山梨県告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和七年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画道路（三・四・三十三号 大手二丁目浅原橋線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和七年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 上野原都市計画道路（三・五・六号 いりや通り線外一路線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第三十三号

山梨県手数料条例別表第二の百八十六の項イの知事が指定する者及び知事が指定する書類（平成二十八年山梨県告示第百四十二号）は廃止する。

令和七年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

公 告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり

公告し、及び縦覧に供する。

令和七年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ユニー株式会社 社 代表取締役 榎原健 愛知県稲沢市天池五反田町一番地
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ラザウォーク甲斐双葉店（本体棟） 山梨県甲斐市志田字柿木六百四十五ー一番地の一部外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 榎原健 愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外五十六者	ユニー株式会社 代表取締役 榎原健 愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外五十四者

3 変更の年月日 令和六年二月二十七日外

3 届出年月日 令和七年二月四日

- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年六月二十日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年二月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ユニー株式会社 社 代表取締役 榎原健 愛知県稲沢市天池五反田町一番地
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ラザウォーク甲斐双葉店（別棟） 山梨県甲

斐市志田字柿木六百十六番一外  
 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市北区新琴似七篠一丁目二番三十九号	変更後	株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号
-----	---	-----	---

- 3 変更の年月日 令和七年二月四日
- 三 届出年月日 令和七年二月四日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年六月二十日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、楯無堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 令和七年二月二十日

一 退任  
 山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	今村正城	甲斐市龍地六千四百九十三番地	令和七年一月三十一日
同	戸井弘幸	甲斐市龍地六千六百六十六番地	同
同	飯室秀雄	甲斐市宇津谷二千七百四十三番地	同

同	米山由美子	北杜市明野町小笠原三千九百七十六番地二	同
同	大柴太雄	斐崎市穂坂町三之蔵四千二百六十四番地	同
同	名取一	斐崎市穂坂町宮久保二千四百八十四番地一	同
同	小池文彦	斐崎市岩下千百十番地一	同
同	横森高幸	斐崎市穂坂町三ツ沢二千六十八番地	同
同	猪股昇	斐崎市穂坂町上今井九百三十五番地	同
同	久保寺茂	甲斐市宇津谷五千六百番地	同
同	柳本正行	甲斐市宇津谷五千六百六十五番地	同
同	相川徳次	甲斐市宇津谷四千四百九十番地	同
同	飯室光男	甲斐市菅蒲沢千二百八十一番地	同
同	中村慶幸	甲斐市団子新居千四百三十三番地七	同
同	中澤明	甲斐市大笠二千七百九番地	同
同	田辺敏明	甲斐市龍地六千五百五十二番地	同
同	高野豊村	斐崎市上ノ山三千五百九十二番	同
監事			

二 就任

同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役職名	同	同	
猪股宣夫	小池雅彦	長坂銀三	住吉潤一	大柴太雄	小泉憲司	飯室秀雄	戸井弘幸	今村正城	氏名	山本真喜子	中島和行	
番地一	同	同	同	同	同	同	同	同	住所	番地	地	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	就任年月日	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和七年二月一日	同	同	

教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネー

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山本真喜子	西野正男	柳本利徳	保坂美由紀	小林光子	田辺敏明	中澤明	中村一彦	飯室千恵子	相川徳次	鰻池昇	清水忠	
番地	地	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

ブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年二月二十日

山梨県総合教育センター

所長 天野 信一

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 県立学校におけるICT支援員業務

(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。

3 履行期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

4 履行場所 山梨県総合教育センター所長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総合教育センターICT教育支援センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(これらの申立てにより更正手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)

(五) 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない

者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和三年山梨県告示第六十七号)に掲げる契約の種類のうち、「システム開発・保守」又は「コンピューター関連設備保守・管理」に係る競争入札の参加資格を有している者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和七年三月七日(金)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

郵便番号四〇六一〇八〇一山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地 山梨県総合教育センター情報教育棟三階ICT教育支援センター

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和七年三月七日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から午後五時まで、四三に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和七年三月七日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四三に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六九(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和七年三月二十四日(月)午後二時

(二) 場所 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地 山梨県総合教育センター情報教育棟一階情報研修室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 四三に掲げる場所宛てに令和七年三月二十一日(金)午後五時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難

いとち。  
四 (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。  
七 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、これを免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消し、規則第二百二十条第一項の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 本入札における落札の効果は、令和七年四月一日に令和七年度予算が発効した時において効力を生ずるものとする。

9 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総合教育センターICT教育支援センター（電話〇五五―二六二―五五七―（代））

※ Summary

1 Nature and amount of services required: ICT supporter (Technical support for educators)

2 Date and time for tender: 2:00PM March 24, 2025

3 Bureau in charge: Yamanashi Prefectural Education Center, 1456 Narita Misaka